様式第２号(第６条関係)

収入印紙

ちょう付

**建設コンサルタント業務委託契約書**

１　業務番号及び業務名

２　履行期間　　　　平成　　　年　　　月　　　日から

平成　　　年　　　月　　　日まで

３　業務委託料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

うち取引に係る消費税

及び地方消費税の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　契約保証金

５　建築士法第２２条の３の３に定める記載事項　　　別紙のとおり

　上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　平成　　年　　　月　　日

発 注 者　住　所　茨城県鉾田市鉾田１４４４番地１

氏　名　茨城県鉾田市長

受 注 者　住　所

氏　名

　(総　則)

**第１条**発注者及び受注者は、この契約に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　受注者は、頭書記載の業務（以下「業務」という。）を頭書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、頭書記載の業務委託料を受注者に支払うものとする。

３　発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者が第９条第１項に規定する管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この契約若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成４年法律第51号)に定めるところによるものとする。

９　この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟の提起又は調停（第48条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12　この契約が、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の３の３の対象となる契約である場合、同条第１項各号に掲げる事項は、この契約書の頭書及び他の条項によるほか、別紙「建築士法第22条の３の３に定める記載事項」に記載するものとする｡

　(指示等及び協議の書面主義)

**第２条**　この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

　(業務工程表等の提出)

**第３条**　受注者は、この契約の締結後７日以内に、設計図書に基づいて、業務工程表及び設計図書において定める書類（以下「業務工程表等」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表等を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この契約の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表等の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約の締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

４　業務工程表等は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

　(権利義務の譲渡等の禁止)

**第４条**　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

　(著作権の譲渡等)

**第５条**　受注者は、成果物（第36条第１項の規定により準用される第30条に規定する指定部分に係る成果物及び第36条第２項の規定の規定により準用される第30条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法(昭和45年法律第48号)第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

２　発注者は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

３　発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４　受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

５　受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用し、複製し、又は第1条第5項の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。

６　発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第１項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（同法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

　(一括委任等の禁止)

**第６条**　受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

３　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

４　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

　(特許権等の使用)

**第７条**　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者が過失なくその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

　(監督員)

**第８条**　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

２　監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

　⑴　発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

　⑵　この契約及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

　⑶　この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

　⑷　業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

３　発注者は、２人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める受注者の発注者に対する書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

　(管理技術者)

**第９条**　受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

２　管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第13条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に関する権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

　(照査技術者)

**第１０条**　受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

２　照査技術者及び前条第１項に規定する管理技術者は、それぞれ相互にこれを兼ねることができない。

　(地元関係者との交渉等)

**第１１条**　地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

２　前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

　(土地への立入り)

**第１２条**　受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

　(管理技術者等に関する措置請求)

**第１３条**　発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第６条第３項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

　(履行状況報告)

**第１４条**　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行の状況について発注者に報告しなければならない。

　(貸与品等)

**第１５条**　発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

３　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

４　受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

５　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

　(設計図書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

**第１６条**　受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

　(条件変更等)

**第１７条**　受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

　⑴　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の内容が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。

　⑵　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

　⑶　設計図書の表示が明確でないこと。

　⑷　履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

　⑸　設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の規定による調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、当該調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

　(設計図書等の変更)

**第１８条**　発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第20条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

　(業務の中止)

**第１９条**　第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第28条において「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

３　発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え、業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

　(業務に係る受注者の提案)

**第２０条**　受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

２　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

３　発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

　(受注者の請求による履行期間の延長)

**第２１条**　受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、業務委託料について必要と認められる変更をし、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要と認められる費用を負担しなければならない。

　(発注者の請求による履行期間の短縮等)

**第２２条**　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、この契約の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

３　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

　(履行期間の変更方法)

**第２３条**　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

　(業務委託料の変更方法等)

**第２４条**　業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

　(臨機の措置)

**第２５条**　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに発注者に通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

　(一般的損害)

**第２６条**　成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第１項、第２項若しくは第３項又は第28条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

　(第三者に及ぼした損害)

**第２７条**　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第３項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

４　前３項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

　(不可抗力による損害)

**第２８条**　成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第45条において「業務の出来形部」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

　⑴　業務の出来形部分に関する損害

　　　損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

　⑵　仮設物又は調査機械器具に関する損害

　　　損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の１を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。

　(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

**第２９条**　発注者は、第７条、第16条から第22条まで、第25条又は第26条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて、設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

　(検査及び引渡し)

**第３０条**　受注者は、業務を完了したときは、成果物及び当該成果物の納品書を添え、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３　前項の検査に合格したときをもって、発注者に成果物の引渡しがあったものとする。

４　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

　(業務委託料の支払)

**第３１条**　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

　(引渡し前における成果物の使用)

**第３２条**　発注者は、第30条第３項又は第36条第１項若しくは第２項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

　(前金払)

**第３３条**　受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、入札(見積)前に明らかにした前払金の業務委託料に対する割合で計算した額以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

３　受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料に第１項の規定による割合で計算した額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

４　受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の４を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

５　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から20日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

６　発注者は、受注者が第４項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

　(保証契約の変更)

**第３４条**　受注者は、前条第３項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を直ちに保証事業会社に通知するものとする。

　(前払金の使用等)

**第３５条**　受注者は、前払金を業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

　(部分引渡し)

**第３６条**　成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第30条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第30条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。

３　前２項の規定により準用される第31条第１項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次に掲げる式により算定する。この場合において、第１号に規定する指定部分に相応する業務委託料及び第２号に規定する引渡部分に相応する業務委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前２項において準用する第31条第１項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

　⑴　第１項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

　　　　指定部分に相応する業務委託料×(１－前払金の額／業務委託料)

　⑵　第２項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

　　　　引渡部分に相応する業務委託料×(１－前払金の額／業務委託料)

（債務負担行為に係る契約の特則）

**第３６条の２**　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

 　　年度 　　　　　　　　　　　円

 　　年度 　　　　　　　　　　　円

 　　年度 　　　　　　　　　　　円

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

 　　年度 　　　　　　　　　　　円

 　　年度 　　　　　　　　　　　円

 　　年度 　　　　　　　　　　　円

３　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

　(第三者による代理受領)

**第３７条**　受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第31条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

　(前払金等の不払に対する業務中止)

**第３８条**　受注者は、発注者が第33条又は第36条において準用される第31条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

　(瑕疵担保)

**第３９条**　発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して、相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第30条第３項又は第4項（第36条第１項又は第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から３年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

３　発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

４　第１項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

　(履行遅滞の場合における損害金等)

**第４０条**　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、業務委託料から第36条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた率で計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、第31条第２項（第36条第１項又は第２項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

　(発注者の解除権)

**第４１条**　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

　⑴　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

　⑵　その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

　⑶　管理技術者を配置しなかったとき。

　⑷　前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

　⑸　第43条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

　⑹　受注者が次のいずれかに該当するとき｡

ア　その役員等（受注者が個人である場合にあってはその者を、受注者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう｡以下この号において同じ｡）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において｢暴力団員｣という｡）であると認められるとき｡

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団を（以下この号において「暴力団」という｡）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき｡

ウ　その役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為したと認められるとき｡

エ　その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持、若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき｡

オ　その役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき｡

カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき｡

キ　アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く｡）において、発注者が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき｡

　(契約が解除された場合等の違約金)

**第４１条の２**次の各号のいずれかに該当する場合においては，受注者は，違約金として業務委託料の10分の１に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

⑴　前条の規定によりこの契約が解除された場合

⑵　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

⑴　受注者について破産手続が開始された場合における破産管財人

⑵　受注者について更生手続が開始された場合における管財人

⑶　受注者について再生手続が開始された場合における再生債務者等（民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第２号に規定する再生債務者等をいう。）

　(談合その他不正行為による解除)

**第４１条の３**　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

⑴　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第45条の2において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（当該排除措置命令がされなかった場合にあっては、独占禁止法第62条第１項に規定する納付命令。以下同じ。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

⑵　独占禁止法第７条の２第１項ただし書、第10項又は第20項の規定に該当することにより受注者が独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による命令を受けなかった場合において、独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定による命令又は独占禁止法第７条の２第１項の規定による命令（これらの命令が受注者又は受注者が独占禁止法第８条第４号に規定する構成事業者である独占禁止法第２条第２項に規定する事業者団体（以下この条において「受注者等」という。）に対して行われた場合にあっては受注者等に対するそれらの命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていない場合にあっては各名宛人に対するそれらの命令が全て確定した場合における当該命令をいう。）（以下この条において「排除措置命令等」という。）において、受注者が、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

⑶　排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となる取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者等に対し独占禁止法第７条の２第１項の規定による命令を行いこれが確定した場合にあっては、当該命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第７条の２第１項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

⑷　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の６又は第198条による刑が確定したとき。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。

**第４２条**　発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第１項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

　(受注者の解除権)

**第４３条**　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

　⑴　第18条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

　⑵　第19条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の５(履行期間の10分の５が６月を超えるときは、６月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

　⑶　発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

　(解除の効果)

**第４４条**　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第36条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第36条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下この条及び次条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

　(解除に伴う措置)

**第４５条**　この契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条又は第41条の３の規定による解除(第41条の２第２項各号に掲げる者による解除を含む。次項において同じ。)にあっては、当該前払金の額(第36条第１項又は第２項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた率で計算した額の利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第２項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第36条第１項又は第２項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第３項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条又は第41条の３の規定による解除にあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた率で計算した額の利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあっては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

３　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第36条第１項又は第２項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第２項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第６条第３項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

５　前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

　⑴　業務の出来形部分に関する撤去費用等

　　　契約の解除が第41条又は第41条の３によるとき(第41条の２第２項各号に掲げる者がこの契約を解除したときを含む。第７項において同じ。)は受注者が負担し、第42条又は第43条によるときは発注者が負担する。

　⑵　調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等

　　　受注者が負担する。

６　第４項の場合において、受注者が、正当な理由なく相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができないものとし、発注者が支出した撤去費用等（前項第１号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

７　第３項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第41条又は第41条の３によるときは発注者が定め、第42条又は第43条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段及び第４項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

　(賠償の予定)

**第４５条の２**　受注者は、受注者がこの契約に関して第41条の３第１項各号のいずれかに該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、また、業務の完了の前後を問わず、業務委託料の100分の15に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当した場合であって、排除措置命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第６項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の場合において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する業務委託料の100分の15に相当する額の賠償金に代えて、業務委託料の100分の20に相当する額の賠償金を発注者に支払わなければならない。

⑴　第41条の３第１項第１号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

⑵　第41条の３第１項第４号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

⑶　受注者がこの契約に係る業務の請負に関し、独占禁止法等に抵触する違反行為は行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　前２項の規定は、発注者に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について発注者が受注者に賠償を請求することを妨げるものではない。

　(保険)

**第４６条**　受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

　(賠償金等の徴収)

**第４７条**　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた率で計算した額の延滞金を徴収する。

　(紛争の解決)

**第４８条**　この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

２　前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第２項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第４項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第２項若しくは第４項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

３　第１項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成８年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

　(通知等の様式)

**第４９条**　この契約に基づく通知書等の様式は、次の表の左欄に掲げる契約の条項に係るものは、鉾田市建設コンサルタント業務執行規則(平成17年鉾田市規則第103号)別表に定める当該右欄に掲げる様式とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 契約条項 | 別表様式番号 |
| 第３条 | 第１号 |
| 第６条 | 第２号 |
| 第９条、第１０条 | 第３号 |
| 第１７条 | 第４号 |
| 第２８条 | 第５号 |
| 第３０条 | 第６号 |

２　この契約に定めのない様式については、内容に応じ適宜作成するものとする。

　(契約外の事項)

**第５０条**　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

備考

１　成果物が通常建築物に係るものである建築関係建設コンサルタント業務（鉾田市建設コンサルタント業務執行規則(平成17年鉾田市規則第103号)第２条第１項第３号に規定する建築関係建設コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の委託契約を締結する場合には、第５条を次の条文に差し替える。

第５条　成果物（第36条第１項の規定により読み替えて準用される第30条に規定する指定部分に係る成果物及び第36条第２項の規定により読み替えて準用される第30条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条に同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下この条において「本件建築物」という。）が著作権法(昭和45年法律第48号)第２条第１項第１号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第２章及び第３章に規定する著作者の権利（以下この条において「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

２　受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

３　受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用について許諾するものとする。この場合において、受注者は、当該成果物の利用について発注者以外の第三者に許諾してはならない。

　　⑴　成果物を利用して建築物を１棟（成果物が２以上の構えをなす建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき１棟ずつ)完成すること。

　　⑵　前号の目的及び本件建築物の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を自ら複製し、翻案し、変形し、修正し、若しくは改変すること又は発注者の委任した第三者をして複製させ、翻案し、変形させ、修正させ、若しくは改変させること。

４　受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用について許諾するものとする。

　　⑴　本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

⑵　本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

５　受注者は、発注者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾するものとする。

６　受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

　　⑴　成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

　　⑵　本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

　７　受注者は、第３項及び第4項の場合において、著作権法第19条第１項及び第20条第１項に規定する権利を行使しないものとする。

　８　受注者は、成果物又は本件建築物に係る受注者の著作権等を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

　９　受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証するものとする。

　10　受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

２　成果物が記念的象徴的建築物に係るものである建築関係建設コンサルタント業務の委託契約を締結する場合には、第５条を次の条文に差し替える。

第５条　受注者は、成果物（第36条第１項の規定により読み替えて準用される第30条に規定する指定部分に係る成果物及び第36条第２項の規定により読み替えて準用される第30条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下この条において「本件建築物」という。）が著作権法(昭和45年法律第48号)第２条第１項第１号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第３章及び第３章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下この条において「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第２章第３節第２款に規定する著作者人格権を除く。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

　２　受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行ううえで得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

　３　受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。この場合において、受注者は、著作権法第19条第１項又は第20条第１項に規定する権利を行使してはならない。

　　⑴　成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

⑵　本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替え、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

　　⑶　本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

⑷　本件建築物を増築し、改築し、修繕し若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

　４　受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

　　⑴　成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

　　⑵　本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

　５　発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第１項又は第20条第１項に規定する権利を行使してはならない。

　６　発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は翻案することを許諾する。

　７　受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証するものとする。

　８　受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

３　建築関係建設コンサルタント業務の委託契約を締結する場合には、第39条を次の条文に差し替える。

第３９条　発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることを発見したときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項において受注者が負うべき責任は、第30条第２項（第36条第１項又は第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

３　第１項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第30条第３項又は第４項の規定による成果物の引渡しを受けた場合にあっては、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後２年を経過する日までに、第36条第１項又は第２項の規定による部分引渡しを受けた場合にあっては、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後２年を経過する日までに行わなければならない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡し時から10年間を越えては、修補又は損害賠償の請求を行うことができない。

４　前項の規定にかかわらず、成果物の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は、引渡しを受けた日から10年とする。

５　発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

６　第１項の規定は、成果物の瑕疵が設計仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

４　その他この契約書は、契約の内容に応じて適宜補正して使用することができる。

別紙

建築士法第２２条の３の３に定める記載事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる建築物の概要 | 仕様書　または　工事監理仕様書のとおり |
| 業務の種類、内容及び方法 | 仕様書　または　工事監理仕様書のとおり |

|  |  |
| --- | --- |
| 作成する設計図書の種類 | 仕様書のとおり |

　※建築設計業務の場合。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法 | 工事監理仕様書のとおり |

　※建築工事監理業務の場合。

|  |
| --- |
| 設計（工事監理）に従事することとなる建築士・建築設備士 |
| 【氏名】：【資格】：（ 　　　　　　　　　　　）建築士 　　【登録番号】 |
| 【氏名】：【資格】：（ 　　　　　　　　　　　）建築士 　　【登録番号】 |
| （建築設備の設計（工事監理）に関し意見を聴く者）【氏名】：【資格】：（　　　　　　　　　　　 ）設備士 　　【登録番号】（ 　　　　　　　　　　　）建築士 |

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

|  |  |
| --- | --- |
| 建築士事務所の名称 |  |
| 建築士事務所の所在地 |  |
| 区分（一級、二級、木造） | （　　　　　　　　　　　 ）建築士事務所 |
| 開設者氏名 | （法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名） |

（注）契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。